## 年金記録確認鳥取地方第三者委員会(第93回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年8月7日(金) 13時30分から16時30分
- 2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
- 3. 出席者

(委員) 松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員 (事務室) 山瀬所長、作間事務室次長、上田主任調査員、前本主任調査員、 高橋主任調査員 ほか

## 4. 議題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他 (フリートーキング)

## 5. 会議経過

- (1)年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
  - ・社会保険事務所での受付件数576件(平成21年8月2日現在:厚生年金320件、国民年金256件)
  - 第三者委員会への転送件数540件(平成21年8月6日現在:厚生年金296件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金244件)
- (2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金2件及び国民年金1件について記録訂正が必要であること、②厚生年金3件及び国民年金1件について記録の訂正が必要でないこと、を決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審 議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成21年8月19日(水)13時30分から開催することとなった。

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり

## 年金記録確認鳥取地方第三者委員会(第94回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年8月19日(水) 13時30分から16時30分
- 2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
- 3. 出席者

(委員) 松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員 (事務室) 山瀬所長、作間事務室次長、上田主任調査員、前本主任調査員、 高橋主任調査員 ほか

## 4. 議題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他 (フリートーキング)

## 5. 会議経過

- (1)年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
  - ・社会保険事務所での受付件数582 件(平成 21 年 8 月 16 日現在:厚生年金 325 件、国民年金 257 件)
  - 第三者委員会への転送件数559件(平成21年8月18日現在:厚生年金308件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金251件)
- (2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金1件について記録訂正が必要であること、② 厚生年金5件及び国民年金1件について記録の訂正が必要でないこと、 を決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審 議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成21年8月26日(水)13時30分から開催することとなった。

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり

# 年金記録確認鳥取地方第三者委員会(第95回)議事要旨

- 1. 日 時 平成 21 年 8 月 26 日 (水) 13 時 30 分から 16 時 30 分
- 2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
- 3. 出席者

(委員) 松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員 (事務室) 作間事務室次長、上田主任調査員、前本主任調査員、高橋主任 調査員 ほか

## 4. 議題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他 (フリートーキング)

## 5. 会議経過

- (1)年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
  - ・社会保険事務所での受付件数582 件(平成 21 年 8 月 16 日現在:厚生年金 325 件、国民年金 257 件)
  - 第三者委員会への転送件数567件(平成21年8月25日現在:厚生年金314件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金253件)
- (2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、厚生年金1件及び国民年金1件について記録の訂正が必要でないことを決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審 議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成 21 年 9 月 2 日 (水) 13 時 30 分から開催することとなった。

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり